

誤った認識をしていないか、この1冊で再確認！

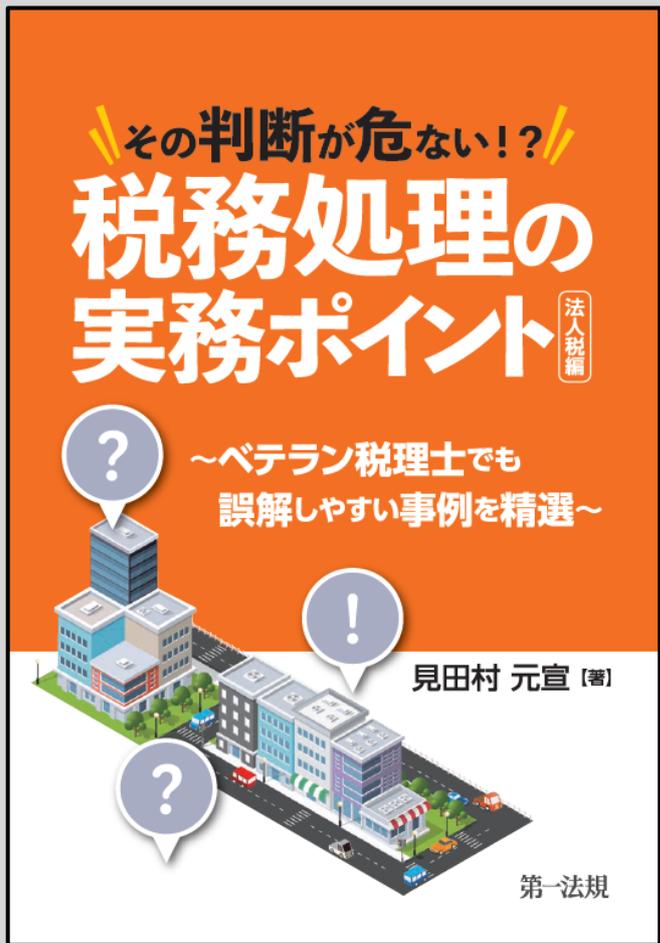
その判断が危ない!?

# 税務処理の実務ポイント 法人税編

～ベテラン税理士でも誤解しやすい事例を精選～

見田村元宣 [著]

A5判／248頁／定価3,410円（本体3,100円+税10%）



## 内容見本

### 事例 02 生命保険を払い済みにした場合の経理処理

今後の生命保険料を払うことをやめ、過去に払ってきた保険料で将来の保障を継続することがありますが、この場合の経理処理について、どんな点に注意すべきでしょうか？

#### ポイント

生命保険契約を払い済みにした場合、原則として払い替えが必要になりますが、令和元年の基本通達改正で定期保険及び第三分野保険も払い替え不要の対象になっているので、注意が必要です。また、払い済みの取扱いにつき、完全に明確になっていない部分もありますが、実務は進行しているので、慎重な判断が求められます。

#### 解説

途中から保険料の払い込みをやめ、その時点の解約返戻金を元に、保障額は減少した生命保険に変更する方法を払い済みと言います。

法人税基本通達9-3-7の2（払済保険へ変更した場合）

法人が既に加入している生命保険をいゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の基金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（特約に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。

(注) 1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。

2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時的に支払ったものとして、9-3-4から9-3-6までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の（注）を除く。）

### 事例 03 役員退職給与の計算における在任年数の考え方

歳決や判決などの事例を見ていると、法人が採用した在任年数と国税や裁判所が認定した在任年数に差異が生じることがあります。これは単に納税者がミスしているケースもあるのですが、これが争いになった事例をみていきましょう。

#### ポイント

選任した取締役が再度、取締役位に就任した場合は在任年数をどう考えるのかということが問題になることがあります。この場合、その選任した経緯などの事実関係を精査し、判断することが必要です。

#### 解説

過大役員退職給与の計算において、「役員としての在任年数は何年か？」ということが争点の一つになった事例（東京地裁・令和2年3月24日判決）があります。納税者をA社とします。

○ A社が役員退職給与を払った際の計算：25年

#### ○ 国税不服審判所

- ・A社の主張：26年
- ・国税の主張：26年
- ・国税不服審判所の判断：10年

- 東京地裁
- ・A社の主張：26年
- ・国税の主張：10年
- ・東京地裁の判断：17年

なぜ、このような状況になったかという、今回問題になった元取締役は次の状況だったからです。

- 昭和62年4月25日：法人設立、代表取締役就任
- 平成8年3月9日：代表取締役及び取締役を引責辞任（この際、役員退職給与の支給はなし）
- 平成15年11月13日：取締役位に再就任
- 平成24年12月25日：辞任

そこで、国税は東京地裁において、「平成15年の再就任から平成24年の辞任までの10年」と主張したのでした。しかし、A社は「昭和62年の設立から平成24年の辞任までの26年」と主張しました。

そして、東京地裁は「平成8年から平成24年までの17年」と判断しました。この根拠は役員から外れた「平成8年から平成15年の期間」も「継続して決算書や申告書の修正の指示や承認」、「顧問税理士とのやり取り」、「メインバンクとの融資に関する交渉、毎年の決算報告の説明」、「A社の年度の予算を作成」、「予算と実績と比較し、現代取締役や従業員に対し、改善の指示」、「3度にわたるA社の事業拡大の場面で、購入等の意思決定」という業務に關与していたからです。

ちなみに、平成8年に辞任し、平成15年に再就任するまでの期間において、問題になった元取締役は株式の保有はしていませんでしたが、東京地裁は「みなし役員」と判断した訳です。ちなみに、上記年数はいずれも「1年末締め切り」で計算されています。

## 本書の特色

- ◆ 経験が豊富な税理士でも誤って解釈していることのある税務処理の事例を精選！
- ◆ 注意すべきポイントを、法令・通達や判例・裁決例をもとに分かりやすく解説！
- ◆ 「税務処理を誤らない」「クライアントのもっとよい選択肢を見逃さない」「税理士業務の失敗を未然に防ぐ」ためのヒントを収録！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

●第1章 固定資産をめぐる税務

- 事例01 不動産を購入した場合の土地と建物の按分基準
- 事例02 不動産を購入した場合の建物と建物附属設備の按分基準
- 事例03 不動産購入後1年以内の建物の取壊し費用の取扱い
- 事例04 ビルなどを賃借した場合の内部造作の耐用年数
- 事例05 定期借地権の上に建っている建物の耐用年数
- 事例06 修繕費用の考え方(その1)
- 事例07 修繕費用の考え方(その2)
- 事例08 法人名義の固定資産を同族役員が個人的に使用していた場合の対応

●第2章 給与をめぐる税務

- 事例01 役員報酬の過大額の考え方
- 事例02 役員報酬の増額と役員退職給与の関係
- 事例03 役員退職給与の計算における在任年数の考え方
- 事例04 過大役員退職給与の「過大」の考え方
- 事例05 分掌変更による役員退職給与と役員報酬の関係
- 事例06 生命保険と役員退職給与の関係
- 事例07 分掌変更による役員退職給与を支給する際に注意すべき形式
- 事例08 決算賞与の未払い計上の否認の分岐点
- 事例09 従業員等に対する見舞金と給与課税の金額基準
- 事例10 給与か?報酬(外注費)か?の判断基準
- 事例11 社会保険の加入に際し、社員(給与)を外注先(報酬)に切り替えた場合の注意点

●第3章 貸倒損失をめぐる税務

- 事例01 貸倒損失を計上する場合の債務超過の「相当期間」の考え方
- 事例02 書面による債権放棄と民法の到達主義
- 事例03 貸倒損失と債権の時効の関係を正しく理解する
- 事例04 債務者が債務超過でも貸倒損失が否認された事例
- 事例05 元代表取締役に対する多額の貸倒損失が認められた事例

●第4章 生命保険をめぐる税務

- 事例01 定期保険、第三分野保険の経理処理で注意すべき点
- 事例02 生命保険を払い済みにした場合の経理処理
- 事例03 生命保険料を支払った場合の損金算入時期
- 事例04 養老保険の保険料と給与課税の関係
- 事例05 養老保険の保険料が同額の場合の普遍的加入の考え方
- 事例06 死亡保険金の益金算入時期と役員退職給与の損金算入時期

●第5章 税務調査に関する税務

- 事例01 架空経費が計上されていても、重加算税を回避できた事例
- 事例02 税務調査で否認される場合の根拠となる具体的資料
- 事例03 納品日「前」の請求書で損金に計上したら、重加算税なのか?
- 事例04 取引先との親睦団体における収益は法人に帰属するのか?
- 事例05 社長の1人飲みを交際費に計上したら、重加算税なのか?
- 事例06 税務調査において重加算税を課された場合の事後対応
- 事例07 その売上計上もれは本当に重加算税の対象なのか?

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

申込書<第一法規刊>

書名	価格	部数
その判断が危ない!? 税務処理の実務ポイント—法人税編 ~ベテラン税理士でも誤解しやすい事例を精選~ [069922]	定価3,410円 (本体3,100円+税10%)	部

\*弊社宛お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	*送料・代引き手数料を含む合計金額は、商品のお届時に 配送業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
	3万円以下の場合、440円(税込)	
	10万円以下の場合、660円(税込)	

年 月 日

ご住所	〒 —		
事務所名			
フリガナ ご氏名	TEL	—	—
	E-mail		@

<お客様の個人情報の取扱いについて>

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内等の目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX: 0120-302-640

書店印